

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会

## 第2回総務企画専門委員会

別冊資料



青の煌めき<sup>きら</sup>あおもり国スポ・障スポ

2026

翔ける未来へ縄文の風に乗って  
第80回国民スポーツ大会 第25回全国障害者スポーツ大会

## <目次>

【参考資料1】青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会 総務企画専門委員会委員名簿……………	1
【参考資料2】青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市 遺失物・拾得物取扱要項（改正後全文）……………	2
【参考資料3】青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則……………	11
【参考資料4】青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会 専門委員会規程……………	16

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会

## 総務企画専門委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

番号	機関・団体名	役職名	氏名
1	特定非営利活動法人つがる市スポーツ協会	副会長	今岡 慶三
2	つがる市スポーツ少年団	本部長	田中 正治
3	つがる市観光物産協会	理事	大崎 武彦
4	つがる市商工会	副会長	葛西 邦夫
5	きづくり商店街振興会	会計	戸沼 佳一
6	ごしょつがる農業協同組合	代表理事専務	工藤 良二
7	つがるにしきた農業協同組合	代表理事常務	金澤 榮
8	社会福祉法人つがる市社会福祉協議会	副会長	工藤 秀美
9	つがる市自治会連合会	豊田自治会長	小嶋 俊一
10	つがる市子ども会育成連絡協議会	副会長	齊藤 明
11	つがる市連合婦人会	副会長	小笠原 敬子
12	つがる市老人クラブ連合会	会長	柴谷 松雄
13	つがる市校長会	会長	梅津 知己
14	青森県立木造高等学校	教諭	長谷川 淳
15	つがる市総務部総務課	課長	葛西 正美
16	つがる市総務部秘書政策課	課長	平山 栄治
17	つがる市総務部地域創生課	課長	渡邊 照秀
18	つがる市財政部財政課	課長	葛西 明仁
19	つがる市経済部観光・ブランド戦略課	課長	原田 隆彦
20	つがる市経済部商工労政課	課長	長瀬 公秀

## 青の煌めきあおもり国スポつがる市遺失物・拾得物取扱要項（改正後全文）

### 1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ」において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が管理する競技会場、練習会場及び駐車場等で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物及び拾得物の届出先は、各競技会場の青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実施本部（以下「実施本部」という。）が運営する案内所とし、実施本部受付案内係（以下「受付案内係」という。）が受付業務及び一時保管業務を行う。
- (2) 受付案内係は、その日の業務終了までに拾得物の落とし主が判明しない場合は、当該拾得物を各競技会場の実施本部総務係（以下「会場総務係」という。）へ引き継ぐ。
- (3) 会場総務係は、引き継いだ拾得物を盗難、紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所へ保管する。ただし、貴重品については、速やかに実行委員会へ引き継ぐものとする。
- (4) 競技会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

### 3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得者の面前で拾得物を確認のうえ、拾得者の氏名等必要事項を聴取し、拾得物届出管理台帳（様式第 1 号）に記入するとともに、拾得物に拾得物個票（様式第 2 号）を貼付し、受付案内係で一時保管する。
- (2) 拾得者には、拾得物に係る権利の意思及び遺失者に対する氏名等告知同意について確認したうえで、拾得者が交付を希望しない場合を除き、拾得物預り書（様式第 3 号）を作成し、その写しを交付する。
- (3) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失者の氏名等必要事項を聴取し、遺失物届出一覧表（様式第 4 号）に記入する。さらに、拾得物届出管理台帳と照合し、該当する拾得物がない場合は、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

#### 4 遺失物の返還及び拾得者への連絡

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第5号）を作成し、遺失者本人の署名を受けて返還する。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第6号）を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人本人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受けて返還する。
- (3) 前2号により返還する場合、拾得者が拾得物に係る権利を希望し、かつ、氏名等告知に同意しているときは、拾得者の氏名等を遺失者に告知し、拾得者に対する報労金の支払義務等があることを説明する。  
また、拾得者が氏名等告知に同意していない場合には、拾得者に対し、返還した旨を連絡する。

#### 5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 会場総務係は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物及び関係書類を速やかに実行委員会に引き継がなければならない。
- (2) 実行委員会は、会場総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物について、拾得物届出書（様式第7号）を添えて所轄警察所に届け出るものとする。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に届け出た後に、遺失の申し出があった場合は、拾得物届出管理台帳と照合し該当する拾得物があるときは、所轄警察署に届け出た旨を申出者に説明する。

#### 6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

### 拾得物届出管理台帳

番号	物件の種類および特徴等		拾得者の 氏名・住所等	権利および 告知同意	拾得および交付 の日時・場所
	現金（内訳）	物品			
	総額 円		氏名  住所  電話	<input type="checkbox"/> 全権利主張 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切の権利 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	拾得日時 年 月 日 時 分頃 拾得場所
	(内訳:金種×枚数)				交付日時 年 月 日 時 分頃 交付場所
	総額 円		氏名  住所  電話	<input type="checkbox"/> 全権利主張 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切の権利 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	拾得日時 年 月 日 時 分頃 拾得場所
	(内訳:金種×枚数)				交付日時 年 月 日 時 分頃 交付場所
	総額 円		氏名  住所  電話	<input type="checkbox"/> 全権利主張 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切の権利 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	拾得日時 年 月 日 時 分頃 拾得場所
	(内訳:金種×枚数)				交付日時 年 月 日 時 分頃 交付場所
	総額 円		氏名  住所  電話	<input type="checkbox"/> 全権利主張 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切の権利 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	拾得日時 年 月 日 時 分頃 拾得場所
	(内訳:金種×枚数)				交付日時 年 月 日 時 分頃 交付場所

※1 拾得物に関する権利（報労金、所有権、費用請求権）を**放棄する場合にチェック**を入れる。

※2 拾得者の氏名、住所及び電話番号を遺失者に告知することの同意についてチェックを入れる。

なお、同意しない場合は、報労金および費用の請求に関する権利を希望できないことを拾得者に説明すること。

様式第2号

拾得物個票		
受理番号	第 号	
受理日時	年 月 日 時 分頃	
拾得日時	年 月 日 時 分頃	
拾得者		
物件	現金	
	物品	
拾得取扱 担当者氏名		

拾得物預り書

受理番号	第 号												
受理日時	年 月 日 ( ) 時 分												
拾得日時	年 月 日 ( ) 時 分頃												
拾得場所	<input type="checkbox"/> 競技会場 ( ) <input type="checkbox"/> 駐車場 ( ) <input type="checkbox"/> 練習会場 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )												
拾得者	住所	〒											
	氏名	フリガナ				電話	自宅						
						携帯							
物 件	現金	総 額		金 額 内 訳									
		円		金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
				10,000円		5,000円		2,000円		1,000円		500円	
			100円		50円		10円		5円		1円		
品	種類	特 徴 (形状・模様・材質等)							点 数				
権利放棄等の意思	上記の物件に対する <input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。												
	遺失者に対して <input type="checkbox"/> 氏名・住所 <input type="checkbox"/> 電話番号を告知することに同意します。												
拾得者氏名 <span style="float: right;">(自署)</span>													
個人情報関連物件は、遺失物法第35条の規定により、定められた期間が経過しても所有権を取得できない場合があります。 <input type="checkbox"/> 了解しました。 ※所有権を放棄しない場合のみ記入													
注意事項 1 この預り書(写し)は、確認のために必要となる場合があることから紛失しないよう保管ください。 2 あなたは、拾得物の評価額5~20%の1/2の範囲内で報労金(お札)を受け取ることが出来ます。 3 落とし主が判明しない場合は、本日から1週間以内につがる警察署へ提出します。なお、警察署への提出後、3カ月以内に落とし主が判明しない場合は、あなたがこの拾得物の所有権を取得します。 4 注2・注3について、拾得後24時間経過した場合や権利放棄された場合は、該当しません。				上記の物件を預かりました。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ つがる市実行委員会 会長 拾得物取扱担当者 <span style="float: right;">(自署)</span> ※ 拾得物取扱担当者氏名がないものは無効									

※ 太枠内部分は、必ず自署(拾得者本人が記入)してください。

競技名 \_\_\_\_\_  
 競技会場 \_\_\_\_\_

### 遺失物届出一覧表

届出		遺失			届出取扱者		取扱経過
番号	日時	日時	場所		返還取扱者		
	月 日 時 分	月 日 時 分					<input type="checkbox"/> 月 日返還済 <input type="checkbox"/> 実行委員会引継
	遺失者	(住所) (氏名)		(電話)			
	遺失物の種類 および特徴等 (出来るだけ詳しく)	現金	※総額、金額等を記入		物品	※名称、色等を記入	特徴等 ※その他等を記入
	月 日 時 分	月 日 時 分					<input type="checkbox"/> 月 日返還済 <input type="checkbox"/> 実行委員会引継
	遺失者	(住所) (氏名)		(電話)			
	遺失物の種類 および特徴等 (出来るだけ詳しく)	現金	※総額、金額等を記入		物品	※名称、色等を記入	特徴等 ※その他等を記入
	月 日 時 分	月 日 時 分					<input type="checkbox"/> 月 日返還済 <input type="checkbox"/> 実行委員会引継
	遺失者	(住所) (氏名)		(電話)			
	遺失物の種類 および特徴等 (出来るだけ詳しく)	現金	※総額、金額等を記入		物品	※名称、色等を記入	特徴等 ※その他等を記入
	月 日 時 分	月 日 時 分					<input type="checkbox"/> 月 日返還済 <input type="checkbox"/> 実行委員会引継
	遺失者	(住所) (氏名)		(電話)			
	遺失物の種類 および特徴等 (出来るだけ詳しく)	現金	※総額、金額等を記入		物品	※名称、色等を記入	特徴等 ※その他等を記入

※ 届出番号は連番とし、遺失時間が不明瞭な場合は〇〇分頃と記載すること。

## 遺失物受領書

拾得物受理番号	第 号			
拾得日時	年 月 日 ( ) 時 分頃			
拾得場所	<input type="checkbox"/> 競技会場 ( ) <input type="checkbox"/> 駐車場 ( ) <input type="checkbox"/> 練習会場 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
拾 得 物 件	現 金	金 _____ 円		
	物 品	種 類	特徴等 (形状・模様・材質等)	
<p>上記の物件を受領しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ つがる市実行委員会 会長</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ (自署)</p> <p style="text-align: right;">電 話 _____ ( ) _____</p>				
返還時本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ( )    ※本人確認は2名以上で行うこと			
備考	返還取扱者	(自署)		

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
つがる市実行委員会 会長

## 委 任 状

### 【代理人（受取りに来られる方）】

〒  
住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

委任者との関係 \_\_\_\_\_

わたし（委任者）は上記の者を代理人と定め、青の煌めきあおもり国スポ等における遺失物の受取りに係る一切の権限を委任します。

### 【委任者（頼む方）】

〒  
住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

注：本委任状は、すべて委任者（頼む方）が自署してください。

警察署長 様

拾得物提出書

年 月 日

住所

事務所名 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会  
 代表者名 会長  
 担当者名 事務局  
 電話番号

以下の物件を拾得したので届け出ます。なお、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会は一切の権利を放棄します。

競技名 (種別)

受理会場

番号	現金(内訳)	物品	拾得日時・場所	拾得者の住所、氏名、電話番号	権利	権利放棄	氏名等告知の同意	受理日時
	内訳		月 日 ( ) 時 分頃		<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	<input type="checkbox"/> 費用請求権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
	内訳		月 日 ( ) 時 分頃		<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	<input type="checkbox"/> 費用請求権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
	内訳		月 日 ( ) 時 分頃		<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	<input type="checkbox"/> 費用請求権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
	内訳		月 日 ( ) 時 分頃		<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	<input type="checkbox"/> 費用請求権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
	内訳		月 日 ( ) 時 分頃		<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	<input type="checkbox"/> 費用請求権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	

# 青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会において、つがる市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他前条の目的達成に必要な事務事業に関すること。

## 第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) つがる市を代表する者
- (2) つがる市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、つがる市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから第19条第1項の規定により実行委員会が解散した日までとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、及び議決することができない。ただし、総会に出席できない委員はあらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって評決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が召集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任する事項に関すること。
  - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分すること

ができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 財務及び会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

## 第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、令和6年6月19日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会」とあるの

は「青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会」と、「第 80 回国民スポーツ大会」とあるのは「青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ」と、「第 25 回全国障害者スポーツ大会」とあるのは「青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり障スポ」と読み替える。

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則（令和3年7月1日決定）第13条第3項に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

第2条 専門委員会の名称及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会常任委員会からの付託事項は別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があると認めるときには、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した委員（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞ

れ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年2月14日から施行する。

別表(第2条関係)

名 称	付 託 事 項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 歓迎、接伴に関すること。 6 ほかの専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。